

熊本県土木部ICT活用工事（土工）試行要領 第2条

ICT活用工事とは、次に示す①～⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。ただし、一部活用の場合は、下表に示す5つのタイプのいずれかを採用することとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成（必須）
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品（必須）

施工プロセス区分	ICT 全活用	ICT一部活用				
		タイプ①	タイプ②	タイプ③	タイプ④	タイプ⑤
① 3次元起工測量	○	○	—	—	○	—
② 3次元設計データ作成（必須）	○	○	○	○	○	○
③ ICT建機による施工	○	○	○	○	—	—
④ 3次元出来形管理	○	—	○	—	○	○
⑤ 3次元データの納品（必須）	○	○	○	○	○	○

